

## 個別論点の検討

### 1 再請求等の禁止

#### この論点の確認事項

再請求等の禁止期間を設けることとするか。

禁止期間を設けることとした場合、どの程度の期間とするか。

- ・ 2年程度
- ・ その他

#### (1) 再請求等の禁止期間を設けることの方

##### 規定を設けるべきとの考え

住民参加有識者会議報告書『住民投票制度化への論点と課題』(財団法人社会経済生産性本部、2002年)24頁では、次のような考えが示されている。

「住民投票を制度化する場合に、投票結果の効力期間の定めをしておかないと、例えば、結果に不満な側(住民、議会、長)が直ちに新たな住民投票の発案、ないし請求を行い、実施されるとなると、前の住民投票の結果と異なる結果が出た場合に、どちらが真の住民の意思であるかという結果の正当性をめぐる混乱が発生するが発生する。また、条例制定・改廃の場合、議会はただちに住民投票の結果で制定・改廃された条例を廃止・修正する新たな条例を制定することも可能になる。これでは、住民の多数の意思による直接的な意思決定の意義をまったく無視することになってしまう。どうしても、住民投票結果の効力期間ないしは、同一事項についての再投票禁止期間の定めは必要であろう。」

住民投票の投票結果は、単なる多数意見が形成されたものではなく、多くの人、時間、費用を費やした上で住民の総意として示されたものであり、そのため、投票の結果に一定の効力期間を定める必要があると考えられる。

##### 規定を設けないとする考え

直接請求については、特別の規定がないだけでなく、同時に同じ趣旨の請求が平行すること(もちろん、請求人は別)さえ禁止されていない。

住民投票条例に一事不再議の規定を設けたとしても、事案の同一性を誰が判断するのかという問題があり、また、署名収集、投票運動というハードルがある以上、同じものを連続して請求することは事実上困難であると思われ、そのため再請求を禁止する必要性は低いと考えられる。

議会や市長は、投票結果を尊重する義務を負うものの、それに拘束されるものではなく、結果を尊重した事項であっても、それが不都合となった場合に、自らの判断で変更できるのは当然のことであり、住民投票条例によってそれを制限することは困難と考えられる。

## (2) 再請求等の禁止期間の考え方

再請求等の禁止期間を設けるとしても、その事案が置かれている社会経済情勢等の基礎的な条件が変化すれば、同一事案であっても異なる結果が導き出される可能性がある。そのため、再請求等を全く認めないという制度設計には問題があり、ある程度の期間を経過した場合は、再請求等を認めることも必要と考えられる。

具体的な禁止期間については、市長及び市議会議員選挙が、通常4年ごとに実施されること、また、議員又は市長の解職請求は、就任の日から1年間行うことができないことなどを参考にして、1年から4年の間で設定されることが考えられる。

## (3) 他の自治体の規定内容

他の自治体の常設型条例では、すべて2年との規定になっている。しかし、すでに失効している条例の中には、静内町、三石町のように禁止期間を3年としている事例、また、押水町、木曾福島町のように禁止規定を設けなかった事例もある。

高浜市の規定は次のとおりであるが、概ね各自治体とも同様の規定内容となっている。

### (市民請求等の禁止期間)

第26条 この条例による住民投票が実施された場合(第23条第1項の規定により住民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。

広島市及び岸和田市については、逐条解説の中で、表のような考えを示している。

表 広島市及び岸和田市の「再請求等の禁止期間」の考え方

自治体	規定内容
広島市	<p>1 本条は、市政運営上の重要事項について住民投票を実施するという重要性や多大な経費を要することから、安易に運用されないよう、また、市議会及び市長は投票結果を尊重してその結果を市政に反映させるよう行動するため一定期間は同旨の請求ができないようにする必要があることから、住民投票の請求の制限期間を設けたものである。</p> <p>2 「同旨の事項」とは、結果的に既に行われた住民投票と同じ効果をもたらすために行われるものである。</p> <p>3 住民投票の投票者の総数が投票資格者の2分の1に満たず成立しなかった場合は、市民の意思が確定していないことから、本条の適用はないこととしたものである。</p>
岸和田市	<p>同一又は類似の事案についての再請求について、制限期間を設けた理由は、次の理由によります。</p> <p>(1) 住民投票の実施にあたっては多くの労力と費用が必要となるため、短期間に住民投票が繰り返されると岸和田市の財政に過大な負担が生じます。よほどの状況や条件に変化がないかぎり、いったん示された「市民の総意」が大きく変わるということは考えにくいものです。</p> <p>(2) 住民投票の結果は尊重されるべきものであり、短期間に行われる再請求は投票結果を否定するものと考えられます。</p> <p>(3) 初回の請求に関係したもので、新たに重大な事柄(例えば、新法の制定や凶悪事件等)が発生すると、そのことによって市民の意向が変化する場合が考えられますが、間接民主制をとるわが国の地方自治においては、新たな局面を迎えた場合には、議会や市長が初回の住民投票の結果も含めた住民の意向を汲み取りつつ対応するのが基本であり、短絡的に住民投票という手段を用いるものではありません。しかし、近年の社会変化による環境問題や個人情報問題等に見られるように、比較的短期間で住民の意向が変化することも考えられます。したがって、間接民主制の原則と初回住民投票の結果を尊重し、制限期間を2年とすることが妥当であると考えます。</p>